

日本 LCA 学会誌編集委員会規程

(名称)

第 1 条 本委員会は、日本 LCA 学会誌編集委員会（以下、編集委員会）と称する。

(目的)

第 2 条 編集委員会は、日本 LCA 学会の会誌「日本 LCA 学会誌—Journal of Life Cycle Assessment, Japan」（以下、学会誌）の編集を行い、同誌の充実と円滑な発行に努めることを目的とする。

(活動)

第 3 条 編集委員会は、前条の目的を達成するため、下記の事項に関する方針を立案・審議し、関連業務を遂行する。

- (1)学会誌の企画および編集に関する事項
- (2)学会誌編集規則・投稿規則・執筆要領の制定および改廃に関する事項
- (3)投稿論文等の受付、審査および掲載に関する事項
- (4)査読者の選出に関する事項
- (5)その他編集委員会が行うのが適当と考えられる事項

(構成)

第 4 条 編集委員会は以下で構成する。

編集委員長 1 名

編集副委員長 1 名ないしは 2 名

編集委員 20 名以内

2. 編集委員長は、編集委員会を代表し、その業務を統括する。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。
3. 編集委員会はその目的を円滑に達成するため、場合に応じて委員以外の会員等に協力を求めることができる。

(選出)

第 5 条 編集委員長は、会員の中より理事会が選出し、会長が委嘱する。

2. 編集副委員長および編集委員は、会員の中より編集委員長が推薦し、会長が委嘱する。
3. 編集委員長、副委員長および編集委員の任期は 2 年間とし、再任を妨げない。

(編集会議)

第 6 条 編集委員会は、原則として毎年 4 回、編集委員長の主催により編集会議を開催する。

2. 編集委員長が必要と認めたときは、臨時の編集会議を開催することができる。
3. 編集会議の議決は、出席者の過半数の賛否により決し、可否同数の場合は委員長の決するところとする。

ろによる。

(電子メール審議)

第7条 編集委員会の審議対象となる議案のうち編集委員長が必要と認めたものは、電子メール審議を行うことができる。

2. 電子メール審議の議決は、投票者の過半数の賛否により決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。

(規程の改廃)

第8条 本規程の改訂は、日本LCA学会理事会で行う。

附則

この規程は、2018年6月19日に制定し、同日から施行する。